

規制改革ホットライン処理方針  
 (令和4年1月14日から令和4年2月2日までの回答)

## デジタル基盤ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
廃棄物処理法の手続における添付書類の省略	検討を予定	◎	1
電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)使用の原則化	検討を予定	◎	2
ハローワークの自動化およびそれが出た余剰職員による職場定着支援	対応	◎	3
失業認定申告書の記載事項訂正にはいまだに押印が求められる	対応	◎	4
国・地方公共団体への各種申請書類への捺印廃止について	【内閣府】 その他  【国土交通省】 現行制度下で対応 可能  【農林水産省】 現行制度下で対応 可能	◎	5
古物営業法の各種手続きの電子化について	検討に着手	◎	6
ペーパーレス化・印鑑レス化に向けた預金為替事務に関する各種要望	1. 紙媒体による手続 の廃止 対応不可  2. 納税の電子化推 進 その他	◎	7

## (注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

デジタル基盤WG関連

番号:1

所管省庁への検討要請日	令和3年11月8日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	廃棄物処理法の手続における添付書類の省略
具体的内容	政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)では、マイナンバーと各行政手続とシステムとの連結を適切に行うことが明記されている。本手続においても、マイナンバーとの情報連携に速やかに着手し、添付書類の提出を不要とすべきである。
提案理由	産業廃棄物処理法の許可申請等や産業廃棄物処理施設の設置申請等にあたり、事業者は役員の住民票の写しや成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等を添付しなければならない。様々な添付書類の取得・提出に要する事業者負担は極めて大きい。これらは既に行政機関が保有している情報である。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁	環境省(合議)デジタル庁
制度の現状	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第2項第8号等において法人の登記事項証明書を、同項第12号から第14号等において住民票の写し及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を添付しなければならないと規定しています。</p> <p>「成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」については、法第14条第5項第2号イで準用する法第7条第5項第4号イで定める規則第2条の2の2の「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないかどうかを審査するために必要と考えられる書類として、医師の診断書、認知症に関する試験結果等に並んで通知において示しているものです。</p>
該当法令等	<p>廃棄物処理法第14条、第14条の2、第15条、第15条の2の6</p> <p>廃棄物処理法施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の10、第11条、第12条の10</p>
対応の分類	検討を予定
対応の概要	法に基づく地方公共団体への産業廃棄物関係申請・届出等手続のオンライン化に向けた検討を開始すべく、令和4年度の予算要求を行っています。予算が認められれば、国による一元的なプラットフォームの整備、地方公共団体向け標準仕様書の作成等のオンライン化の方法を検討することとしており、その中で、マイナンバーカードやGbizID等の活用、行政機関間の情報連携や各種証明書の添付省略等についても検討してまいります。

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:2

所管省庁への検討要請日	令和3年11月8日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	電子マニフェスト(産業廃棄物管理票)使用の原則化
具体的内容	DXの推進、およびコロナ感染リスク低減の観点から、更なる電子化を進め、電子マニフェストの使用を原則化すべきである。
提案理由	<p>紙の産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、DX・テレワーク実施の阻害要因となっている。現状、電子マニフェストの使用義務を負うのは年間50t以上の特別管理産業廃棄物多量排出事業者のみであり、少量排出事業者には義務化されておらず、完全なる普及には至っていない。</p> <p>電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者および処分業者の三者全てが使用することで初めて有効に機能するシステムであるが、少量排出事業者が依然として紙マニフェストを使用しているため、収集運搬業者および処分業者においても紙マニフェストに対応せざるをえず、業務の非効率化の要因となっている。特に、コロナ禍においてもそのためだけに社を出社しなければいけない状況となっており、感染リスクにも影響を及ぼしている。</p> <p>(要望実現により)電子マニフェストは、情報管理の合理化につながるのみならず、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等自治体の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなど、関係者へのメリットが非常に大きい。また、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの調査によると、電子マニフェストは紙マニフェストと比較し、作業時間・コストとも半減できるとの試算もある。さらに、当該要望の実現は、ポストコロナにおけるSociety5.0の実現にも資するものである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第12条の5第1項等において、当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストを利用しなければならないとされています。</p>	
該当法令等	<p>廃棄物処理法第12条の3、第12条の5第1項                      廃棄物処理法施行規則第8条の31の2及び同規則第8条の31の3</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>令和2年4月からの電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率引上げの基本計画の各アクションプランに掲げた取組の効果等を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討し、令和4年度中に結論を得ることを目指します。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	ハローワークの自動化およびそれが出た余剰職員による職場定着支援
具体的内容	ハローワークは現在も業務の大部分を対面・紙ベースのアナログ対応を続けており、職員の多くは提出された書類をシステムに手入力している。こうした一連の流れを機械化することにより人員を割いての業務が軽減される。またこの軽減により生まれる余剰人員を活用して、離職率が高い事業所や障害者・高齢者雇用の職場定着支援や働き方改革に注力する。
提案理由	<p>ハローワークのアナログ対応は昔からだが、このコロナ禍においても利用する国民のことはこの次だ。                  例：密になる待合スペースのクラスター化を回避するため、真夏であっても駐車場で待機するよう指示。雇用保険失業給付の説明会会場の会議室が狭く、こちらも密を避ける目的で1回あたりの説明会参加人数を減らす(ただし開催日程や回数の追加措置は行わず)。                  2021年5月13日に行われた第12回デジタルガバメントWGにて、失業認定の申告書が職員の手入力システムに登録されている事実が明らかになっている。こうした作業をデジタル化できれば、ハローワークの人員も現在ほどは必要なくなるかもしれない。                  そこで出た余剰人員を活用して、事業所訪問を強化し職場定着支援を行う。現在障害者や高齢者の定着支援は厚労省の外郭団体や都道府県が社会福祉団体に委託した障害者就労生活支援センターが行っているが、非公務員の支援員が担当しているのが強制力が乏しいのが現状だ。ハローワーク職員であれば公務員であるので一定の強制力が働く。もしくは余剰人員を労基署に転籍させて、抜き打ちでの臨場が可能な労働基準監督官として活用するのにも有用と考える。</p> <p>働き方を是正すれば雇用保険料の増収や社会保障費の抑制に役立てることができる。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>雇用保険受給者説明会は、受給者の皆様に雇用保険受給にあたっての留意事項や就職活動についてご理解いただく重要なものであり、原則として参加を求めています。他方、感染拡大防止のため、1回あたりの参加者数を絞る、開催自体を中止し窓口で個別に説明するなど、各ハローワークにおける会場規模や参加者数などの実態に応じた対策を講じているところです。雇用保険受給者説明会の中止や参加できなかった方のために、雇用保険受給者説明会用の動画をYoutube厚生労働省動画チャンネルにて公開しており(<a href="https://www.youtube.com/watch?v=kpi3oo3bjc4">https://www.youtube.com/watch?v=kpi3oo3bjc4</a>)、自宅等で視聴していただくことが可能ですが、本動画は手続きの概要を説明したものであり、失業認定申告書の書き方などの具体的な手続きの流れは口頭にて説明しています。</p> <p>失業認定申告書の処理に係るシステム入力は職員の手入力により行われています。</p>	
該当法令等	雇用保険法第15条第3項、雇用保険法施行規則第22条第1項	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>雇用保険受給者説明会については、制度の現状に記載のとおりです。失業認定申告書の記載方法など、雇用保険受給者説明会用動画では説明できない具体的な手続きの流れをご理解いただくため、現在は、感染状況を踏まえつつ雇用保険受給者説明会を順次再開しています。</p> <p>また、失業認定関連手続として、離職票を電子化し、マイナポータルに利用者登録を行っている離職者の方にハローワークから直接交付する(令和6年度中の運用開始を目指している)など、可能な限りのデジタル技術の活用、利用者負担の軽減に取り組んでまいります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	失業認定申告書の記載事項訂正にはいまだに押印が求められる
具体的内容	雇用保険の失業給付を受ける際に提出する失業認定申告書への押印は全面廃止されたように見えたが、記載事項の訂正には押印もしくはフルネームでの署名を求めている。 失業認定のオンライン化とともに押印撤廃に向け動いていただきたい。
提案理由	その申告書書式はハローワークインターネットサービスで見ることが可能だ。 <a href="https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/info_1_e4_01_blank.pdf">https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/info_1_e4_01_blank.pdf</a> 雇用保険の受給説明会にてハローワークより渡される「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」内にて、「間違えた時には、訂正印を押印するか、自筆による署名により訂正してください」と記載がある。ハロワ職員も「失業認定日には訂正が必要になることがあるので印鑑を持ってきてください」と受給説明会で案内している。また一部の労働局やハローワークではホームページに記入例を公開しており、そこにも訂正印について記載がある。 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/content/contents/000813930.pdf">https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/content/contents/000813930.pdf</a> 他方で同じ厚労省系の協会けんぽでは修正テープの使用を認めている。 <a href="https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/g1/r3-1/20210205ouin/">https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/g1/r3-1/20210205ouin/</a> 旧労働省と旧厚生省で解釈の相違が起きていることも問題だと思う。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	失業認定申告書は、基本手当の支給可否及び支給額を決定する重要な書類であり、記載内容の訂正があった場合、受給者本人が訂正したという事実を記録する観点から訂正印を求めているところです。	
該当法令等	雇用保険法第15条第3項、雇用保険法施行規則第22条第1項	
対応の分類	対応	
対応の概要	今後、訂正印の趣旨を損なわない代替手段も含めて、運用方法を検討します。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	国・地方公共団体への各種申請書類への捺印廃止について
具体的内容	店舗出店に際しての行政への各種申請について、必ず捺印を求められている。場合によっては捺印を押すことを申請条件にしている行政機関(特に、地方自治体に多い)もある。特に、各種申請時における地方公共団体の捺印を廃止するか、あるいは、電子申請に変更いただきたい。
提案理由	<p>新型コロナ禍において、緊急事態宣言が発出され、国からの要請により在宅勤務が必要となる中、捺印業務があることにより、出勤を余儀なくされる事態となり、要請に応えることが困難な事態になっている。</p> <p>また、申請書類が数十枚になっているばかりか、捺印箇所が複数箇所(捺印含め)もあり、捺印業務に相当に時間が取られ、本来業務に負荷がかかる状況である。</p> <p>あわせて、捺印書類を各地方に送付しなければならず、時間的・物理的な制約・負荷が大きだけでなく、セキュリティ上の問題もあり、コスト面でも負荷が大きい。加えて、タイムリーな申請ができないことからの出店コストの増大に繋がっている。</p> <p>これが実現することで、スピーディな出店手続きが進むとともに、国が要請する在宅需要にも応えられるようになるばかりか、あらゆるコストの削減に繋がるものと考えます。</p> <p>①屋外広告物申請書類 法律:屋外広告物法、各地方自治体における屋外広告物条例 ※こちらの申請には十数枚に及ぶことがあります。</p> <p>②農振除外・農地転用許可申請 法律:農地法 ※こちらの申請には必ず捺印を求められます。 法的根拠に乏しく、受付自治体が捺印がないと受け付けないという態度を示しております。</p> <p>③特定施設新築工事届出関係 法令:バリアフリー法・福祉のまちづくり条例 ※受付自治体が正本・副本の同じ内容のものを2枚捺印して提出することが条件としている。</p> <p>④道路法24条申請の委任状や誓約書他添付書類に至るまで 法令:道路法 ※受付自治体が正本・副本の同じ内容のものを2枚捺印して提出することが条件としている。 道路法関連については、受付自治体の要請により、捺印を求めてくる自治体もあり。</p> <p>⑤一般開発事業申請等 法令:都市計画法・開発事業の手続及び基準に関する条例 ※受付自治体が正本・副本の同じ内容のものを2枚捺印して提出することが条件としている。</p>
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

所管省庁	内閣府(規制改革推進室)国土交通省農林水産省(合議)総務省
制度の現状	<p>【内閣府】 地方公共団体の条例等や慣行により押印を求めている場合、その押印の必要性については「地方公共団体における押印見直しマニュアル(府政経第631号令和2年12月18日規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」)」に基づき、地方公共団体により適切に判断されているものと考えます。</p> <p>【国土交通省】 ①屋外広告物申請書類 屋外広告物法に基づく許可申請等の様式は、法令上定めているものではなく、地域において必要とする許可申請の内容に応じて地方公共団体が独自に定めているものであり、当該様式の申請方法及び当該様式の押印欄を削除するかどうかは、各地方公共団体が判断することとなります。</p> <p>④道路法24条申請の委任状や誓約書他添付書類に至るまで 道路工事施行承認申請書(道路法24条)につきましては、申請・届出申請の押印の見直しについて(平成11年1月11日付け建設省道政発1号)により記名のみ申請を可能とし、その旨道路管理者に通知しております。 また、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、押印を求める手続きについて「原則として全ての見直し対象手続について恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行について(令和2年12月23日付け事務連絡)により、「これまで発出した通知において国民や事業者等に対して押印を求めている手続きについて、押印を省略可能なものとする」旨を改めて道路管理者に対して周知しております。 なお、地方公共団体については、個別に求める資料等における押印等の取扱いについては、当該地方公共団体において判断することとなります。</p> <p>⑤一般開発事業申請等 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続について恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正」等を行うこととされたことを踏まえ、令和2年度に都市計画法施行規則等において押印を求めていた手続について押印を不要とする等の改正を行っております。 なお、許可申請等に際して開発許可権者である地方公共団体が独自に提出を求める資料における押印等の取扱いについては、当該地方公共団体において判断することとなります。</p> <p>【農林水産省】 ②農振除外・農地転用許可申請 御提案のうち「農振除外申請」については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更を行う場合に、市町村における独自の取組として事業者等から農用地区域からの土地の除外の申出の受け付けを行っているものであり、法律に基づく申請行為ではありません。 また、農地転用許可申請書への押印及び捺印については、農地法令や国の通知により求められているものではありません。 なお、農地転用許可申請に係る押印については、令和3年4月1日付けで通知改正を行い、様式例における押印欄を廃止したところです。</p>

該当法令等	<p>【内閣府】 地方公共団体の条例等</p> <p>【国土交通省】 ④道路法第24条 ⑤都市計画法施行規則第15～17条</p> <p>【農林水産省】 農地法第4、5条</p>
対応の分類	【内閣府】その他【国土交通省】現行制度下で対応可能【農林水産省】現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>【内閣府】 制度の現状欄に記載のとおり。</p> <p>【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【農林水産省】 ②農振除外・農地転用許可申請 制度の現状欄に記載のとおり、農地転用許可申請書の押印及び捨印については、法令及び国の通知により求められているものではなく、各自治体の判断によって捨印を求めることとして運用しているものと思われます。 なお、農林水産省では、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において、令和4年度中に全ての手続をオンラインで受け付けられるようにすることを目標としており、農地転用許可申請手続についてもオンライン化に向けて、システムの構築を進めているところです。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:6

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	古物営業法の各種手続きの電子化について
具体的内容	古物商に係る各種届出の電子化を早急に進めること。
提案理由	・2020年度の当協会の提言に対し、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、各省庁は、行政手続における書面規制・対面規制について、順次、必要な検討を行い、法令等の改正等やオンライン化を行うこととされているところ、古物営業法に係る申請等に係る書面規制・対面規制の在り方について検討を進める。」と回答されているが、電子化の検討を早急に進め、実現すること。
提案主体	(公社)リース事業協会

	所管省庁	警察庁
制度の現状	古物営業法(昭和24年法律第108号)に係る申請等については、都道府県公安委員会に、同法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)で定める書面を提出して行うこととされています。	
該当法令等	古物営業法(昭和24年法律第108号)第5条第1項、第7条 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第1条の3、第5条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	警察庁では、令和2年12月、関係法令の改正を行い、これまで申請等に係る書類への押印等を求めていた手続について、押印等を廃止しました。 また、令和3年6月1日から、都道府県警察に対する一部の手続について、メールでの申請・届出を可能とする「警察行政手続サイト」の試行運用を開始したところですが、本サイトの対象手続に古物営業法に係る申請等を追加することについて、その運用状況等を踏まえ、検討を進めてまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

デジタル基盤WG関連

番号:7

所管省庁への検討要請日	令和4年1月11日	回答取りまとめ日	令和4年2月2日
-------------	-----------	----------	----------

提案事項	ペーパーレス化・印鑑レス化に向けた預金為替事務に関する各種要望
具体的内容	<p>1. 紙媒体による手続の廃止                      (1) 登記事項証明書や印鑑証明書等は紙媒体でしか取得出来ないため、電子データによる各種証明書の発行をご検討いただきたい。また、公的機関から金融機関に対してデータを提供する仕組みについてもご検討いただきたい。</p> <p>2. 納税の電子化推進                      (1) 申告のみではなく、電子納付までを義務化して欲しい。併せて取扱税目を拡大いただきたい。                      (2) 送金通知書を廃止し、振込に変更いただきたい。                      (3) 請求明細は全てDVD媒体に集約し、紙納付書による各口座店宛での依頼を取り止めて欲しい。</p>
提案理由	<p>□お客さまの利便性の向上・事務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印鑑レス化を推進しているが、コロナ禍において非対面・非接触取引ニーズの高まりやテレワーク時は押印が不可能といった課題が顕在化。金融機関に対する社会的要請が高まっている状況。</p> <p>□かかる状況下において、法令による定めやこれまでの商慣習等がペーパーレス化・印鑑レス化の進展の阻害要因となっている。</p> <p>□上記の背景を踏まえて、官民一体となってペーパーレス化・印鑑レス化に取り組み、取引の在り方やお客さまの動き方を改革すべく、各種要望を提出するもの。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁	財務省法務省
制度の現状	<p>1. 紙媒体による手続の廃止                      不動産登記法第119条第1項では、登記事項証明書は「登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」と定義されており、電子データでの登記事項証明書の交付は認められていません。また、商業登記法第10条第1項においても、登記事項証明書は「登記簿に記録されている事項を証明した書面」と定義され、同様に電子データでの登記事項証明書の交付は認められていません。さらに、印鑑証明書については、商業登記規則第32条の2において、「請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面」とあり、同様に電子データでの交付は認められていません。</p> <p>2. 納税の電子化推進                      (1) 電子納税については、「オンライン利用率上げに係る基本計画」(令和3年10月18日財務省HP公表)において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。</p> <p>(2) 還付金の受取は、振込による受取か、ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取方法があります。</p> <p>(3) 国税の口座振替に係る納付書は、データ交換方式(DVD又はe-Tax)と書面方式があり、内訳としては、データ交換方式のDVDが約75%、e-Taxが約22%で全体の約97%を電子化しており、残りの約3%が書面の納付書を各金融機関に送付しています。</p>	
該当法令等	<p>1. 紙媒体による手続の廃止                      不動産登記法第119条                      不動産登記規則第193条、第194条                      商業登記法第10条、第12条                      商業登記規則第32条の2                      電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条、第2条及び第4条</p> <p>2. 納税の電子化推進                      国税通則法第34条、第34条の2</p>	
対応の分類	1. 紙媒体による手続の廃止対応不可 2. 納税の電子化推進その他	
対応の概要	<p>1. 紙媒体による手続の廃止                      1については、制度の現状に記載のとおり、登記事項証明書や印鑑証明書は、法令上、書面で交付をすることとされているところ、ニーズや費用対効果等の観点から、電子データによる証明書の発行をすることは困難と考えられますので、御理解のほどお願い申し上げます。                      なお、登記情報については、登記情報提供サービスを利用することによりPDFファイルでの取得が可能となっております。</p> <p>2. 納税の電子化推進                      (1) 電子納税の義務化については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め導入可否等の検討をしていきます。</p> <p>(2) ご提案いただきました件につきましては、行政コスト削減の観点も踏まえ、振込による受取を選択していただくよう納税者に広くお願いしているところですが、一定程度、納税者ニーズもあることから、その点も考慮した上で検討していきます。</p> <p>(3) 消費税中間分など、一部、書面での送付を行っておりますが、これらについては、更なる集約化を行うためには、費用対効果の観点も踏まえて検討が必要になります。</p>	

区分(案)	◎
-------	---